令和６年度　市・県民税申告の手引　岐阜市

市・県民税（住民税）は、前年の所得に対して課税されますので、令和５年１月から12月までの所得について申告してください。申告が必要かどうかは、下記の表を参考にしてください。申告書の提出の際には、番号確認と身元確認が必要です。

市・県民税申告書の提出が必要かどうかの判断表

（一般的なケースを想定しています。）

- 令和６年１月１日現在、岐阜市に住んでいますか。
  - いいえ → 令和６年１月１日現在お住まいの市区町村にお尋ねください。
  - はい ↓
- 確定申告をしますか。
  - はい → 市・県民税申告書の提出は必要ありません。
  - いいえ ↓
- 前年中(R5.1.1～R5.12.31)に収入はありましたか。
  - いいえ → 申告の義務はありません。ただし、以下の場合は申告が必要です。
    - ・所得・課税証明書が必要な場合
    - ・児童扶養手当、就学援助等の申請をする場合など
    - ・国民健康保険や福祉医療費助成、保育料の算定をする場合など

    申告する場合は、Ｐ２下段の「収入がない場合の記入方法」を参考にしてください。
  - はい ↓
- 公的年金等の収入はありますか。
  - はい → 他に収入（例：個人年金収入、不動産収入、給与収入など）はありますか。
    - いいえ → 申告の義務はありません。ただし、給与所得の源泉徴収票に記載のない控除または、前年中の公的年金等収入が152万円以上（65歳未満の場合は102万円以上）の人で、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を申告する場合は、手続きが必要です。（申告により、令和６年度市・県民税が減額になる可能性があります）
    - はい → その収入は、給与収入以外の収入ですか。
      - はい → 申告が必要です。
      - いいえ → 申告の義務はありません。ただし、…（上記と同じ）
  - いいえ ↓
- 給与収入はありますか。
  - いいえ → 申告が必要です。
  - はい → 他に収入（例：営業収入、不動産収入、報酬などの雑収入など）はありますか。
    - はい → 申告が必要です。
    - いいえ → 申告の義務はありません。ただし、…（上記と同じ）

申告に必要なもの

１．市・県民税申告書
（手書きで作成する以外に、岐阜市ホームページ（http://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/gifu_top.html）で申告書の作成ができます。収入金額や支払額を入力すると自動計算されます。データ送信はできませんので、印刷してご提出ください。）

２．本人確認書類　下記のＡまたはＢが必要です。（郵送の場合は写しを添付）
Ａ…マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
Ｂ…個人番号の記載のある住民票、通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り可）など（番号確認）＋運転免許証、健康保険証等（身元確認）

３．申告する収入や必要経費等のわかるもの
（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、支払調書、給与明細書、配当等の支払い通知書など）

４．申告する控除に係る証明書等
（医療費控除の明細書(領収書は不要)、健康保険料の領収書、生命保険料控除証明書など）

※添付書類は原則返却しません。申告内容・添付書類はすべて令和５年１月から12月までのものに限ります。
※市・県民税申告書の押印は不要です。

提出方法　※できるだけ郵送でのご提出をお願いします。

○郵送による提出
記入した申告書、本人確認書類の写し、その他「申告に必要なもの」をオレンジ色の返信用封筒に入れ、切手を貼って右記へ郵送してください。受付印を押した控えが必要な場合は、市・県民税申告書と同じ内容を記入した市・県民税申告書(控)と、切手を貼った返信用封筒も同封してください。

○窓口への来庁による提出
受付印を押した控えが必要な場合は、職員へ申し出てください。

申告についてのお問い合わせ先

岐阜市財政部市民税課（庁舎３階）
〒５００－８７０１　岐阜市司町４０番地１
電　話　０５８－２１４－２０６３（直通）
ＦＡＸ　０５８－２６６－８０９３
E-mail　shiminzei@city.gifu.gifu.jp
ホームページ　http://www.city.gifu.lg.jp/
トップページ ⇒ 市政情報 ⇒ 市の機構と主な事務 ⇒ 財政部 ⇒ 市民税課

【記入例】市・県民税申告書（表）

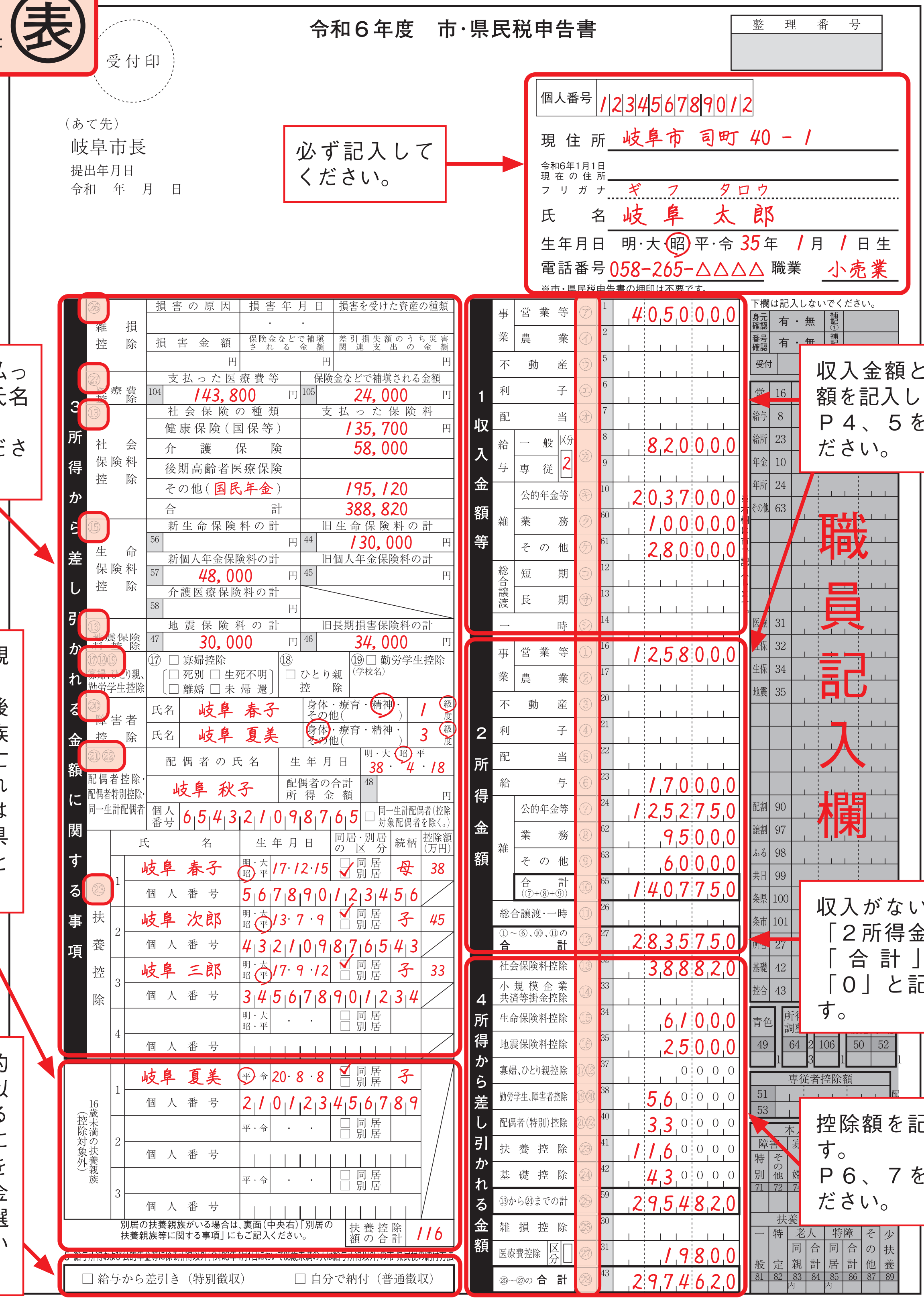

必ず記入してください。

控除について、支払った額や被扶養者の氏名等を記入します。Ｐ６、７をご覧ください。

【16歳未満の扶養親族（控除対象外）】平成20年1月2日以後に生まれた扶養親族（前年の途中で死亡した場合を含まれる）です。控除額は0円ですが、市・県民税の算定に必要となります。

給与所得および公的年金等に係る所得以外に係る税額がある場合は、その税額について、納付方法を選択できます。（金額等によっては、選択どおりとならない場合があります。）

収入金額と所得金額を記入します。Ｐ４、５をご覧ください。

収入がない人は、「２所得金額」の「合計」欄に「０」と記入します。

控除額を記入します。Ｐ６、７をご覧ください。

収入がない場合の記入方法

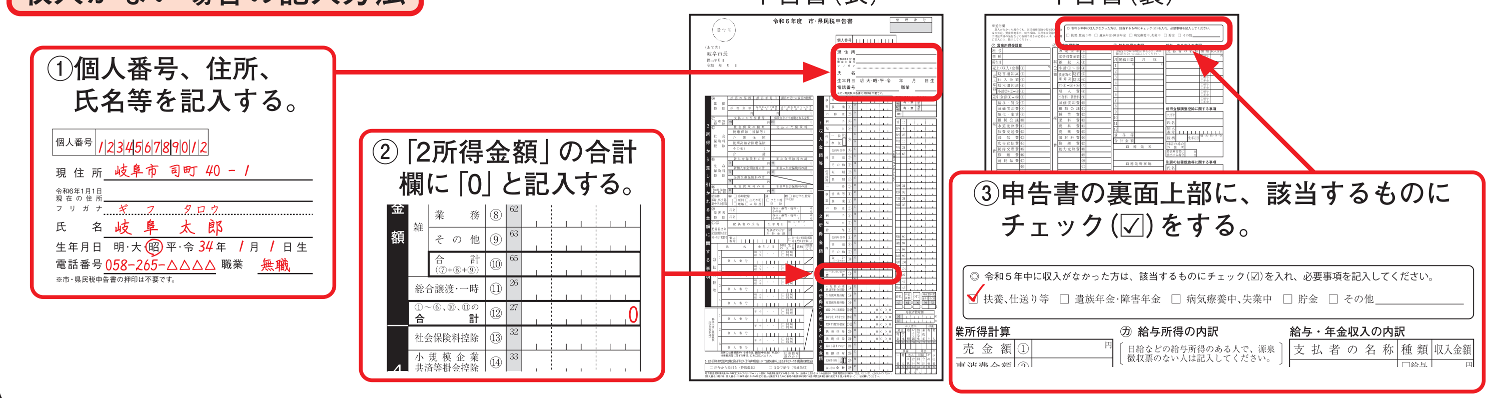

①個人番号、住所、氏名等を記入する。

②「2所得金額」の合計欄に「0」と記入する。

③申告書の裏面上部に、該当するものにチェック(☑)をする。

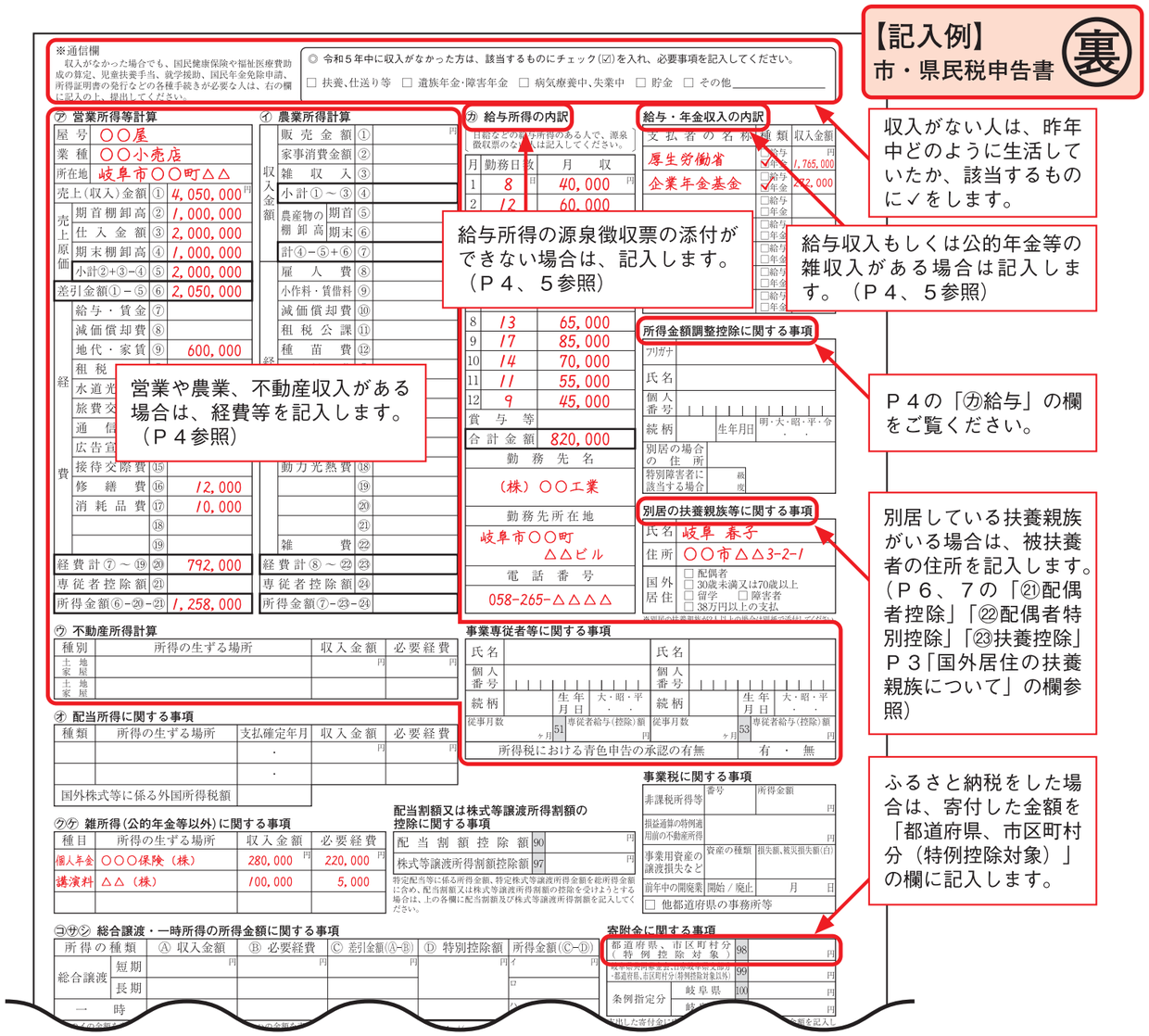

国外居住の扶養親族について

国外居住扶養親族を扶養控除の対象とするには以下の書類及び訳文の添付が必要です。ただし、年末調整で扶養控除の適用を受けている場合は必要ありません。

①親族関係書類

②送金関係書類

年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、以下のいずれかに該当する場合のみ扶養控除の対象とすることができます。

・留学により非居住者になった者（別途「外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証書類に類する書類の写し」または「在留カードに相当する書類の写し」（留学ビザ等相当書類）が必要です）

・障害者

・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを年間38万円以上受けている人

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について

特定配当及び特定株式等譲渡所得に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。これにより、令和５年分（令和６年度）以降の所得について所得税と異なる課税方式を選択することはできません。

市・県民税・森林環境税の計算方法

※これは一般的な計算方法です。分離課税等の計算方法については、市民税課までお問い合わせください。

○地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算することになります。

市・県民税・森林環境税の税額 ＝ 所得割額（100円未満切り捨て）＋(4)調整控除額 − (5)税額控除額（寄付金控除等） − (6)配当割額・株式等譲渡所得割額控除額等 ＋ (7)均等割額 ＋ (8)森林環境税

所得割額 ＝ 算出所得割額 × (3)税率

算出所得割額 ＝ 課税総所得金額（1,000円未満切り捨て） × (3)税率

課税総所得金額 ＝ (1)総所得金額 − (2)所得控除の計

(3)税率 ＝ 市民税率 6％ ＋ 県民税率 4％

(7)均等割額 ＝ 市民税 3,000円 ＋ 県民税 2,000円

(8)森林環境税 ＝ 1,000円

(1)総所得金額 申告書表面⑫の金額

(2)所得控除の計 申告書表面㉘の金額

(3)所得割の税率 10%（市民税６%、県民税４%）

(4)調整控除額

合計所得金額が2,500万円以下の人に適用されます。

市・県民税の合計課税所得金額	控除額
200万円以下	（次の①、②のいずれか少ない金額）×5% ①人的控除の差（右表参照）の合計額 ②市・県民税の合計課税所得金額
200万円超 2,500万円以下	{人的控除の差(右表参照)の合計額 −(市・県民税の合計課税所得金額−200万)}×5% ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

(5)税額控除額

〈寄附金控除〉

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税は６%、県民税は４%に相当する金額が控除されます。

ア　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

イ　岐阜県共同募金会又は日本赤十字社岐阜県支部に対する寄附金

ウ　所得税法に規定される寄附金控除の対象及び特定非営利活動法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として岐阜市又は岐阜県の条例で定めるもの

ただし、アのうち、寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて下欄の割合を乗じて得た額の市民税は3/5、県民税は2/5に相当する金額をさらに加算した金額（所得割額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）が控除されます。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円　以上　195万円以下	84.895%
195万円　を超え　330万円以下	79.79%
330万円　を超え　695万円以下	69.58%
695万円　を超え　900万円以下	66.517%
900万円　を超え　1,800万円以下	56.307%
1,800万円　を超え　4,000万円以下	49.16%
4,000万円　超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得を有する場合)	地方税法に定める割合

※税額控除額は他に配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除があります。

(6)配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	控除額
市民税	配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額の3/5
県民税	配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額の2/5

☆非課税となる人

※均等割非課税であっても森林環境税のみ課税になる場合があります。

要件等	合計所得金額	
	市・県民税	森林環境税
障害者、寡婦、ひとり親、未成年者（18歳未満）	135万円以下	
同一生計配偶者及び扶養親族がいない人	42万円	41.5万円
同一生計配偶者及び扶養親族がいる人	{32万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋本人）＋29万円} 以下	{31.5万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋本人）＋28.9万円} 以下

人的控除の差

			人的控除の差	市・県民税の控除額	所得税の控除額
配偶者控除		900万円以下	5万円	33万円	38万円
		900万円超950万円以下	4万円	22万円	26万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	11万円	13万円
	老人	900万円以下	10万円	38万円	48万円
		900万円超950万円以下	6万円	26万円	32万円
		950万円超1,000万円以下	3万円	13万円	16万円
配偶者特別控除	配偶者合計所得 48万円超 50万円未満	900万円以下	5万円	33万円	38万円
		900万円超950万円以下	4万円	22万円	26万円
		950万円超1,000万円以下	2万円	11万円	13万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	3万円※	33万円	38万円
		900万円超950万円以下	2万円※	22万円	26万円
		950万円超1,000万円以下	1万円※	11万円	13万円
扶養控除		一般	5万円	33万円	38万円
		特定	18万円	45万円	63万円
	老人	同居老親等以外	10万円	38万円	48万円
		同居老親等	13万円	45万円	58万円
障害者控除		障害者	1万円	26万円	27万円
		特別障害者	10万円	30万円	40万円
		同居特別障害者	22万円	53万円	75万円
寡婦控除			1万円	26万円	27万円
ひとり親控除	父		1万円※	30万円	35万円
	母		5万円		
勤労学生控除			1万円	26万円	27万円
基礎控除		2,400万円以下	5万円※	43万円	48万円
		2,400万円超2,450万円以下		29万円	32万円
		2,450万円超2,500万円以下		15万円	16万円

※所得税の控除額と市・県民税の控除額の差ではない箇所です。

(7)均等割額

市民税　3,000円、県民税　2,000円

・県民税は、「清流の国ぎふ森林・環境税」1,000円を含んだ額です。（令和８年度まで延長）

(8)森林環境税

1,000円

・令和元年度の税制改正において創設され、令和６年度から国内に住所がある個人に対し、市・県民税均等割に併せて課税されるものです。

☆所得割額が課税されない人

下記「☆非課税となる人」を除く、以下の人です。

要件等	合計所得金額
同一生計配偶者及び扶養親族がいない人	45万円以下
同一生計配偶者及び扶養親族がいる人	{35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋本人）＋42万円} 以下

「1 収入金額等」「2 所得金額」について（申告書表面㋐～㋖、①～⑫に記入してください。）

㋐営　業　販売・飲食・製造・修理・サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師・弁護士・作家・外交員などの自由業や、漁業などの事業から生ずる所得

㋑農　業　農業の生産、果樹などの栽培または農家が兼営する家畜類の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得

㋒不動産　地代・家賃・アパートの貸付料などによる所得

○**所得金額＝収入金額－必要経費－専従者控除額**
・必要経費は、その収入を得るために支出した費用です。（生活費、所得税、市・県民税等は含みません。）
・専従者控除額は、次の①と②のうちいずれか少ない方の金額です。
①配偶者は86万円、その他の人は1人につき50万円
②事業所得金額 ÷（事業専従者＋１）
○表面㋐㋑㋒に収入金額、表面①②③に所得金額を記入してください。また、裏面の「㋐営業所得等計算」、「㋑農業所得計算」、「㋒不動産所得計算」にも記入し、専従者がいる場合は、「事業専従者等に関する事項」にも記入してください。
○事業専従者とした人を配偶者控除、配偶者特別控除または扶養控除の対象とすることはできません。
○収支明細のわかるものが必要です。

㋓利　子　日本国外の銀行等に預けた預金の利子などの所得

○**所得金額＝収入金額**　　○表面㋓に金額、表面④に所得金額を記入してください。

㋔配　当　株式、出資などの配当による所得

○収入金額は、税額が差し引かれる前の金額です。
○**所得金額＝収入金額－必要経費**
必要経費は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債にかかる利子の金額です。この場合、株式の購入時期、購入価格や負債借入時期、借入金額などを証明する書類を添付してください。
○上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税が選択できます。申告分離課税を選択することで、配当控除は受けられなくなりますが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算ができます。
○表面㋔に収入金額、表面⑤に所得金額、裏面「㋔配当所得に関する事項」を記入してください。

㋕給　与　俸給、給料、賞与などの所得

○収入金額は、手取り額ではなく源泉徴収税額などを差し引く前の金額です。
○**所得金額＝収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除額**
○表面㋕（一般）（専従者給与の場合は㋕(専従)）に収入金額、表面⑥に所得金額、裏面「給与・年金収入の内訳」を記入してください。（源泉徴収票をお持ちの場合は、表面㋕に源泉徴収票の「支払金額」を、表面⑥に源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を記入してください。）
○給与所得の源泉徴収票を添付してください。日給、アルバイトなどの給与所得のある人で、源泉徴収票がない人は、裏面「㋕給与所得の内訳」にも記入してください。
○所得金額調整控除について、下記⑴に該当する場合は、表面㋕「区分」欄に「１」、下記⑵に該当する場合は「２」、両方に該当する場合は「３」と記入してください。また、裏面「所得金額調整控除に関する事項」にも記入してください。

【給与所得控除額の算出】
（１円未満切り捨て）

給与等の収入金額（A）	給与所得控除額
～ 1,625,000 円	550,000 円
1,625,001 円 ～ 1,800,000 円	A×0.4－100,000 円
1,800,001 円 ～ 3,600,000 円	A×0.3＋80,000 円
3,600,001 円 ～ 6,600,000 円	A×0.2＋440,000 円
6,600,001 円 ～ 8,500,000 円	A×0.1＋1,100,000 円
8,500,001 円 ～	1,950,000 円

【給与所得金額の算出】

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	給与等の収入金額の合計から 550,000 円を控除した金額	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：B）	「B×2.4＋100,000 円」で求めた金額
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		「B×2.8－ 80,000 円」で求めた金額
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		「B×3.2－440,000 円」で求めた金額
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	「収入金額×0.9－1,100,000 円」で求めた金額	
8,500,000 円 ～	「収入金額－1,950,000 円」で求めた金額	

【所得金額調整控除額の算出】
所得金額調整控除は、下記の⑴または⑵に該当する場合に控除されます。

⑴子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
給与等の収入金額が8,500,001円以上の人で、次のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額が給与の所得金額から控除されます。（扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得に適用するという制限はありません。）
・本人が特別障害者に該当（裏面右上「所得金額調整控除に関する事項」の「特別障害者に該当する場合」記入してください。）
・年齢が23歳未満の扶養親族を有する（裏面右上「所得金額調整控除に関する事項」の氏名、生年月日等を記入してください。）
・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する（裏面右上「所得金額調整控除に関する事項」の全欄に記入してください。）
所得金額調整控除＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％

⑵給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除
給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した金額が控除されます。
所得金額調整控除＝｛給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）｝－10万円

㋖雑（公的年金等）　国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金などの所得（障害年金や遺族年金などの所得は、非課税のため除く）

○収入金額は、公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」です。
○公的年金等の所得金額は、下記の「公的年金等所得の計算」を参照してください。

【公的年金等所得の計算】（１円未満切り捨て）

65歳未満（昭和34年1月2日以後に生まれた人）の場合

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000 円	A－600,000 円	A－500,000 円	A－400,000 円
1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円
10,000,001 円 ～	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

65歳以上（昭和34年1月1日以前に生まれた人）の場合

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000 円	A－1,100,000 円	A－1,000,000 円	A－900,000 円
3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円
10,000,001 円 ～	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

○表面㋖に収入金額、表面⑦（⑩も記入）に所得金額、裏面「給与・年金収入の内訳」を記入してください。
○公的年金等の源泉徴収票を添付してください。

㋗雑（業　務）　原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得

○**所得金額＝収入金額－必要経費**
必要経費は、原稿料・講演料などの場合、各項目ごとに交通費、資料作成費などです。
○表面㋗に収入金額、表面⑧（⑩も記入）に所得金額、裏面「㋗㋘雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。

㋘雑（その他）　生命保険契約等に基づく年金（個人年金保険）、互助年金などの所得

○**所得金額＝収入金額－必要経費**
必要経費は、生命保険契約に基づく年金（個人年金保険）などの場合、生命保険会社などが発行する支払証明書などに記載の「既払込金額」などです。
○表面㋘に収入金額、表面⑨（⑩も記入）に所得金額、裏面「㋗㋘雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入してください。生命保険契約の年金などは、生命保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

㋙㋚総合譲渡　土地、建物以外の機械・機器・備品などの資産を譲渡して得た所得

㋙**短期譲渡所得**　取得の日以後、保存期間が５年以内の資産の譲渡による所得
㋚**長期譲渡所得**　取得の日以後、保有期間が５年を超える資産の譲渡による取得

㋛一 時 所 得　生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの所得

○総合課税の譲渡所得は、収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計から特別控除（上限50万円）を差し引いてください。（収入金額欄に記入）
○一時所得については、保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。
○表面㋙㋚㋛に収入金額、表面⑪に所得金額、裏面「㋙㋚㋛総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入してください。

○分離の短期・長期譲渡所得、株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得、山林所得又は退職所得がある人は、申告書裏面の下部に記入してください。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」について（申告書表面⑬～㉘に記入してください。）

⑬社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。

生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。

○**支払った金額が控除額**です。
○表面⑬に控除額、支払った保険料を記入してください。
○支払いをした旨の証明書又は領収書を提示又は添付してください。（国民年金保険料の支払いがある場合は、証明書又は領収書の**原本**を必ず添付してください。）

⑭小規模企業共済等控除

小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えたものの掛金の合計額です。

○**支払った金額が控除額**です。
○表面⑭に控除額を記入してください。
○支払った掛金の証明書（原本）を添付してください。

⑮生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険料及び介護保険料、あなたやあなたの配偶者を受取人とする個人年金保険料を支払った場合に控除されます。

○下表に従い計算した、**「ホ＋ト＋リ」が控除額（限度額70,000円）**です。

保険の種類	支払額の合計	使用する計算式	計算した金額（１円未満切り上げ）	
新生命保険料	円	計算式１	円	イ
旧生命保険料	円	計算式２	円	ロ
新個人年金保険料	円	計算式１	円	ハ
旧個人年金保険料	円	計算式２	円	ニ
介護医療保険料	円	計算式１	円	ホ

【イ＋ロ】限度額28,000円 円 → へ
【ハ＋ニ】限度額28,000円 円 → チ
【ロかへのいずれか多い方の金額】 円 → ト
【ニかチのいずれか多い方の金額】 円 → リ

【計算式１】
平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）

支払額	控除額の計算式
～ 12,000 円	支払額全額
12,001 円 ～ 32,000 円	支払額×0.5＋6,000円
32,001 円 ～ 56,000 円	支払額×0.25＋14,000円
56,001 円 ～ 円	28,000円（限度額）

【計算式２】
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）

支払額	控除額の計算式
～ 15,000 円	支払額全額
15,001 円 ～ 40,000 円	支払額×0.5＋7,500円
40,001 円 ～ 70,000 円	支払額×0.25＋17,500円
70,001 円 ～ 円	35,000円（限度額）

○表面⑮に控除額、保険の種類ごとに支払った金額を記入してください。
○証明書（原本）を提出してください。（旧契約の一般の生命保険料で、支払った保険料が一契約9,000円以下の場合は、証明書の添付は必要ありません。）

⑯地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。

○下表に従い計算した**「C＋D」が控除額（限度額25,000円）**です。

【地震保険料の場合】

A 支払った地震保険料の金額	C 控除額（１円未満切り上げ）
～50,000円	A×0.5 円
50,001円～	一律 25,000 円

【旧長期損害保険料の場合】

B 支払った旧長期損害保険料の金額	D 控除額（１円未満切り上げ）
～5,000円	Bの金額 円
5,001円～15,000円	B×0.5＋2,500円 円
15,001円～	一律 10,000 円

○表面⑯に控除額、保険の種類ごとに支払った金額を記入してください。
○証明書（原本）を添付してください。

⑰寡婦控除

原則としてその年の12月31日時点で、「⑱ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに該当する人が対象です。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合（住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある人など）は、対象となりません。

❶夫と離婚した後、婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。
❷夫と死別した後、婚姻をしていない人又は夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下の人。

○**控除額は26万円**です。
○表面⑰に控除額を記入し、該当する配偶関係（死別、離婚等）に✓をしてください。

⑱ひとり親控除

原則としてその年の12月31日時点で、婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の条件をすべて満たす場合に控除されます。

・あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない。（住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある人などは対象外です。）
・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人）がいる。
・合計所得金額が500万円以下である。

○**控除額は30万円**です。
○表面⑱に控除額を記入し、ひとり親控除の欄に✓をしてください。

〈参考〉寡婦控除とひとり親控除 （万円）

			あなたが女性の場合			あなたが男性の場合		
合計所得金額			～500万円			～500万円		
配偶関係			死別	離別	未婚のひとり親	死別	離別	未婚のひとり親
扶養親族	有	子	30	30	30	30	30	30
		子以外	26	26	ひとり親控除			
	無		26	寡婦控除				

⑲勤労学生控除

あなたが学生・生徒などである場合。ただし、合計所得金額が75万円超の人や、勤労によらない所得が10万円超の人はこの控除をうけることはできません。

○**控除額は26万円**です。
○表面⑲に控除額、学校名を記入してください。
○各種学校や専修学校、職業訓練法人から交付される証明書を添付又は提示してください。

⑳障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族で心身に障害があり身体障害者手帳等の交付を受けている人、及び「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人。

○介護保険課で『障害者控除対象者認定書』の交付を受けている人は認定書を提示又は添付してください。
○**控除額は以下のとおり**です。

区分		控除額
障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳2・3級、介護認定要介護1～3　程度など	26万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳1級、介護認定要介護4～5　程度など	30万円
同居特別障害者	特別障害者で、あなたやあなたの配偶者、又はあなたと生計を一にするその他の親族のどなたかと同居を常況としている人	53万円

㉑配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者（前年の途中で死亡した場合は含まれる。内縁関係は含まない。）を扶養している場合に控除されます。（青色専従者、事業専従者は除く。）

○**控除額は右表のとおり**です。
○表面㉑に控除額、配偶者の氏名、生年月日、個人番号を記入し、配偶者と別居している場合は、裏面「別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入してください。
※あなたの合計所得金額が1,000万円以上で、配偶者が同一生計配偶者に該当する場合は、□にチェックしてください。

区分	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	33万円	22万円	11万円
老人（70歳以上）（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	38万円	26万円	13万円

㉒配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（前年の途中で死亡した場合は含まれる。内縁関係は含まない）の合計所得金額が下表に当てはまる場合に控除されます。（青色専従者、事業専従者は除く。）

○**控除額は右表のとおり**です。
○表面㉒に控除額、配偶者の氏名、生年月日、配偶者の合計所得金額、個人番号を記入し、配偶者と別居している場合は、申告書裏面の「別居の扶養親族等に関する事項」欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	対象外	対象外	対象外

㉓扶養控除

あなたと生計を一にする合計所得金額が48万円以下の親族（前年の途中で死亡した場合は含まれる）を扶養している場合に控除されます。（青色専従者、事業専従者は除く。）

○**控除額は右表のとおり**です。
○表面㉓に氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額、個人番号を記入し、被扶養者と別居している場合は、裏面「別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

区分		控除額
一般扶養（平成20年１月１日以前に生まれた人で、特定扶養や老人扶養以外の人）		33万円
特定扶養（平成13年１月２日から平成17年１月１日までに生まれた人）		45万円
老人扶養（昭和29年１月１日以前に生まれた人）（同居老親等…あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、同居を常況としている人）	同居老親等以外	38万円
	同居老親等	45万円

※扶養親族が国外居住の場合はP３「国外居住の扶養親族について」を参照してください。

㉔基礎控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除です。

○**控除額は右表のとおり**です。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超　2,450万円以下	29万円
2,450万円超　2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

㉖雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難・横領にあった場合に控除されます。

○下表に従い計算し、**ＦとＨのいずれか多い方の金額が控除額**です。

損害金額	円	A
保険金などの補填金額	円	B
差引損失額（Ａ－Ｂ）	円	C
総所得金額等	円	D
Ｄ×10％（1円未満切り捨て）	円	E
Ｃ－Ｅ	円	F
Ｃのうち災害関連支出金額	円	G
Ｇ－50,000円	円	H

○表面㉖に控除額、損額の原因、損害金額などを記入してください。
○災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての証明書を添付してください。

㉗医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に控除されます。

また、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を選択することもできます。（令和３年度の改正により延長）セルフメディケーション税制は、健康の増進及び疾病の予防に関する一定の取り組みを行っている人が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品（スイッチＯＴＣ医薬品）等の購入費を支払った場合に、控除されます。

○表面㉗に控除額、支払った医療費等、保険金などで補填される金額を記入してください。

〈通常の医療費控除の場合〉
○下表に従い計算した**Ｇが控除額**です。
（限度額200万円、マイナス時は0円）

支払った医療費	円	A
保険金などの補填金額	円	B
Ａ－Ｂ	円	C
総所得金額等	円	D
Ｄ×５％（1円未満切り捨て）	円	E
10万円とＥの少ない方の金額	円	F
Ｃ－Ｆ	円	G

○医療費控除の明細書を添付してください。領収書の添付は不要です。（医療費の領収書の添付では控除の対象となりません。）

〈セルフメディケーション税制による特例の場合〉
○下表に従い計算した**Ｊが控除額**です。
（限度額88,000円、マイナス時は0円）

支払った金額	円	H
保険金などの補填金額	円	I
Ｈ－Ｉ－12,000円	円	J

○表面㉗の「区分」の□に「１」と記入してください。
○セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。領収書の添付は不要です。（医療費の領収書の添付では控除の対象となりません。）

税金に関する用語

・**合計所得金額**…所得金額の合計額（損失の繰越控除がある場合は繰越控除前の金額）と、分離課税の所得金額（特別控除がある場合は特別控除前の金額）を合算した金額をいいます。
・**総所得金額等**…所得金額の合計額(損失の繰越控除がある場合は繰越控除後の金額)と、分離課税の所得金額（特別控除がある場合は特別控除後の金額）を合算した金額をいいます。
・**同一生計配偶者**…あなたと生計を一にする配偶者(※)で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。
・**扶養親族**…配偶者以外の親族等（16歳未満の人(平成20年1月2日以後生まれ)を含む）（※）で、あなたと生計を一にする人のうち、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

※青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除きます